

※①、②経過措置期間：【業務用加工食品を除く加工食品】令和12年3月31日までに製造、加工、輸入されるもの
【生鮮食品及び業務用加工食品】令和12年3月31日までに販売されるもの

①

表示
ルール

個別品目ごとの表示ルールの見直し

令和7年3月28日から、食品の定義・個別の表示ルール等が改正されました。
なお、一部の改正規定は令和8年4月1日に施行となります。
詳しくは、裏面の「(参考)改正状況」、新旧対照表をご覧ください。

消費者庁WEBページ
新旧対照表

②

添加物
表示

栄養強化目的の添加物の表示義務化

栄養強化の目的で使用される添加物は
表示が免除されていましたが、
令和7年3月28日、栄養強化の目的で使用さ
れる添加物の免除規定が削除されました。

表示が免除される添加物

改正前	改正後
・栄養強化の目的で 使用されるもの ・加工助剤 ・キャリアオーバー	・加工助剤 ・キャリアオーバー

③

食品期限
表示

食品期限表示の設定のためのガイドラインの見直し

食品ロス削減の観点や、科学的知見に基づく観点から、
食品期限表示の設定のためのガイドラインが見直されました。
また、当該ガイドラインは食品表示基準 Q&A の別添となります。
これに伴い、期限表示に関するQ&Aの一部は、当該別添のQ&Aとして
位置付けられました。



ガイドライン

主な見直し内容

- 事業者が、特性等を勘案し、期限設定を科学的・合理的に自ら決定。
- 安全係数は1に近づけ、差し引く時間や日数は0に近づけることが望ましい。
- 微生物増殖などによる数値の変動が大きい食品には、その特性に応じて設定。
- 消費者などから求められた場合はまだ食べることができる期限の目安について、
できる範囲で情報提供する。

食品表示に関する主な改正点は、こちらでチェック！

横浜市 WEBページ

横浜市 食品表示 改正点



(参考)改正状況

- (対象)食品表示基準・別表第3「食品の定義」
 ・別表第4「横断的義務表示事項に係る個別ルール」
 ・別表第5「名称規制」
 ・別表第19「加工食品の個別的義務表示」
 ・別表第20「表示の様式・方法」
 ・別表第22「表示禁止事項」

改正あり● 削除× 改正なし○ 基準なし-

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の個別的義務表示	表示の様式・方法	表示禁止事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
農産物缶詰及び農産物瓶詰	●	●	×	—	—	—	●	●	×
トマト加工品	○	○	○	—	—	○	○	○	○
乾しいたけ	○	○	○	—	—	○	—	—	○
農産物漬物	○	○	○	×	—	—	—	—	○
野菜冷凍食品	○	—	—	—	—	—	—	—	—
ジャム類	○	○	×	×	×	—	●	×	●
乾めん類	○	○	○	●	○	—	○	○	○
即席めん	×	—	×	×	×	—	×	—	×
マカロニ類	○	●	×	×	—	○	×	×	×
パン類	●	○	×	—	×	—	—	—	—
凍り豆腐	○	○	○	○	○	—	○	○	○
ハム類	●	○	○	×	—	○	—	—	○
プレスハム	○	○	○	×	—	○	○	○	○
混合プレスハム	○	○	○	×	—	○	○	○	○
ソーセージ	●	○	○	×	—	○	○	○	○
混合ソーセージ	○	○	○	×	—	○	○	○	○
ベーコン類	○	○	○	×	—	○	—	—	○
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	●	●	×	—	—	—	●	●	×
煮干魚類	○	○	○	—	○	—	—	—	○
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	●	●	×	×	×	○	×	×	×
削りばし	○	○	○	—	○	○	○	○	○
うに加工品	●	●	×	—	—	●	●	×	×
うにあえもの	×	×	×	—	—	×	×	×	×
うなぎ加工品	○	○	○	○	○	—	—	—	—
乾燥わかめ	●	●	○	—	—	●	—	—	●
塩蔵わかめ	○	○	○	—	—	○	●	●	●
みそ	○	○	×	—	—	○	—	—	●
しょうゆ	○	○	○	—	—	○	—	—	○
ウスターソース類	○	○	○	×	—	○	—	—	○
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	○	○	○	—	○	○	—	—	○
食酢	○	○	—	○	—	○	○	○	○
風味調味料	○	○	○	—	—	—	○	○	○
乾燥スープ	○	○	○	×	○	○	○	○	○
食用植物油	○	○	○	×	—	○	—	—	○
マーガリン類	●	○	×	×	—	○	○	○	—
調理冷凍食品 ※	×	×	×	×	×	—	×	×	×
チルドハンバーグステーキ	×	×	×	×	×	×	×	×	×
チルドミートボール	×	×	×	×	×	×	×	×	×
チルドぎょうざ類	×	×	×	×	×	×	×	×	×
レトルトパウチ食品	●	×	×	×	○	—	×	×	●
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	●	×	×	—	—	—	●	●	×
炭酸飲料	×	×	×	—	—	—	—	—	×
果実飲料	○	○	○	×	—	—	○	○	○
豆乳類	○	○	○	×	—	○	○	○	○
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	○	○	○	—	—	○	—	—	○

※冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ、冷凍フィッシュボール、冷凍米飯類及び冷凍めん類については、令和8年4月1日から施行